

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和6年4月4日 13時30分ごろ
発生場所	島根県松江市笠浦北方沿岸部 笠浦港東第2防波堤灯台から真方位352°410m付近 (概位 北緯35°34.9′ 東経133°07.9′)
事故の概要	漁船三光丸は、揚網作業中、転覆した。
事故調査の経過	令和6年6月13日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 三光丸、1.55トン SN3-14078（漁船登録番号）、個人所有 第272-23748号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.5m、潮汐 下げ潮の初期 島根県松江市には、本事故当時、波浪に関する注意報及び警報は発表されていなかった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、松江市笠浦漁港を出港し、船長が約1週間前に美保関町笠浦北方の沿岸部の陸岸に沿って東から西に向けて仕掛けた刺し網を揚網作業中、網の西端の錘が海底に引っ掛かり、揚網機では揚がらなくなった。</p> <p>船長は、左舷船尾のフェアリーダーに網を掛け、船外機を前進にかけて、漁具の回収をすることとした。</p> <p>本船の刺し網は、長さ約120m、高さ約1m、重量約20kgで両端に約1kgの錘が付けられており、陸岸から10m以内の水深7m以下の沿岸部に仕掛けられていた。</p> <p>船長は、網を仕掛けた場所が、暗岩が点在する水深の浅い磯で磯波が発生しやすい海域であったが、これまでは短時間で容易に漁具は回収できていたので、本事故時も同様に回収できるものと思い、左舷船尾に座って船外機を前進にかけた。</p> <p>本船は、船首を北方の沖に向け、船外機を前進にかけていたところ、船首部船底が暗岩に接触したので、船外機を停止したところ、船外機底部も暗岩に接触して身動きがとれなくなったところに、右舷方から波高1m以上の磯波が船内に打ち込んで海水が滞留し、更に磯波が打ち込み、左舷側に傾斜して転覆し、船長が落水した。</p>

	<p>船長は、船底に^は這い上がってつかまっていたところ、帰港が遅いことを心配して来援した知人に救助された。</p> <p>海上保安庁への通報は、付近で釣りをしていた人が行った。</p> <p>船長は、磯波が発生しやすい暗岩が点在する浅所域を避けて、水深のある海域まで船体を移動させて漁具の回収をすれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>「波浪学のABC」（磯崎一郎著、平成18年株式会社成山堂書店発行）には、磯波について、次の記載がある。</p> <p>沖合では砕波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくる場合には、水深と海底勾配に関係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻になって砕波します。これが、いわゆる磯波です。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、揚網作業中、船長が、暗岩が点在する沿岸部で海底に引っ掛かった網を回収する作業を行ったことから、右舷方から磯波を受けて左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、漁具が海底に掛かっても、これまでは短時間で容易に漁具は回収できており、本事故時も同様に回収できるものと思っていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、波高約0.5～1.5mの海上で操業中、船長が、暗岩が点在する沿岸部で海底に引っ掛かった網を回収する作業を行ったため、右舷方から磯波を受けて左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船長は、沿岸部の浅所では磯波が発生しやすく予期せぬ高波が立つ場合があるので、沿岸部で漁具が海底に掛かった場合は、陸岸から離れた水深のある海域で漁具の回収作業を行うこと。 ・ 小型船舶の船長は、暴露甲板上で作業を行う際は救命胴衣を着用すること。

図1 事故発生場所概略図



(国土地理院航空写真)